

青森県報

第三千八百八十六号

平成二十二年
一月十五日
(金曜日)

目次

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課)	一
地域森林計画の公表	(林政課)	二
地域森林計画変更の公表	(同)	二
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	二
建設業者の許可の取消し	(東青地域 民局)	三
出先機関		
道路の位置の指定	(上北地域 民局)	三
選挙管理委員会		
青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	(事務局)	三
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正	(同)	四

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公

告する。

平成二十二年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック長苗代店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目五の一
代表取締役社長 小幡尚孝
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ホームック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一
代表取締役社長 柴田憲次
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十二年八月二十六日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
六、一七〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
二一〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
一六四台(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
一八九平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
二一・四立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ホームック株式会社

開店時刻 午前七時三十分 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
平成二十一年十二月二十五日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間
平成二十二年一月十五日から同年五月十五日まで

3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
平成二十二年五月十五日

2 提出先
青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る平成二十二年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに三八地域農林局地域農林水産部及び上北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十九年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地域農林局地域農林水産部及び西北地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、三沢地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十二年一月十八日から同年二月十五日まで
- 三 縦覧の場所
三沢市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年一月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 藤田施工株式会社
- 二 代表者の氏名 藤田 登
- 三 主たる営業所の所在地 青森市岡造道二丁目三の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一三四九五号
- 五 取消年月日 平成二十一年十二月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部

及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市東十五番町一三二 の一四	四〇・七八 メートル	六・〇〇メートル	平成 三・三・二五

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二号

平成二十年三月二十八日青森県選挙管理委員会告示第二十号（青森県議会議員一般選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十二年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成十九年四月八日執行の青森県議会議員一般選挙（三戸郡）の候補者氏名沢田恵の第1回分の表中

「 収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

円

自由民主党青森県 政 党 500,000

女性連合会 300,000

職権 誠一 公 務 員 0

その他の寄附 0件 0

その他の収入 3,300,000

今 回 計 4,100,000

前回計	0	
総計	4,100,000	
「収入		
主たる寄附		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
円		
自由民主党青森県	政 党	200,000
支部連合会		
鶴橋 誠一	会社役員	300,000
沢田 啓	団体役員	1,500,000
その他の寄附	0件	0
その他の収入		2,100,000
今回計		4,100,000
前回計		0
総計		4,100,000

青森県選挙管理委員会告示第三三〇号

平成二十年九月二十六日青森県選挙管理委員会告示第六十七号（政治資金規正法に於ける政治団体の収支報告書の取扱い）の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年一月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成19年分(1)政党の支部の(ア)寄附の内訳の自由民主党青森県三戸郡第一支部の表を

自由民主党青森県三戸郡第一支部	個人	沢田 恵	3,750,000	三戸町
-----------------	----	------	-----------	-----

自由民主党青森県三戸郡第一支部	個人	沢田 啓	3,750,000	三戸町
-----------------	----	------	-----------	-----

政治団体の収支報告書の要旨の平成19年分(3)その他の政治団体の(ア)寄附の内訳の沢田さとし後援会の表を

沢田さとし後援会	個人	沢田 恵	1,300,000	三戸町
	政治団体	自由民主党青森県三戸郡第一支部	1,150,000	三戸町

沢田さとし後援会	個人	沢田 啓	1,300,000	三戸町
	政治団体	自由民主党青森県三戸郡第一支部	1,150,000	三戸町

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------